

相続財産清算人選任の申立てについて

●概要

相続人の存在、不存在が明らかでないとき（相続人全員が相続放棄をして、結果として相続する者がいなくなった場合も含まれる。）には、家庭裁判所は、申立てにより、相続財産の清算人を選任します。（民法 952 条 1 項）

相続財産清算人は、被相続人（亡くなった方）の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることになります。

なお、特別縁故者（被相続人と特別の縁故のあった者）に対する相続財産分与がなされる場合もあります。

●申立権者

利害関係人（被相続人の債権者、特定遺贈を受けた者、特別縁故者など対象の親族、国、地方公共団体など）、検察官

●管轄（申立書を提出する裁判所）

被相続人の最後の住所地の家庭裁判所

被相続人の最後の住所地が山口県内の場合の申立先は、次のとおりです。

（被相続人の最後の住所地）	（申立先）
山口市、防府市 美祢市のうち、旧美祢郡美東町・秋芳町	山口家庭裁判所（本庁） 〒753-0048 山口市駅通り 1-6-1 ☎083-922-9148
周南市、下松市、光市	山口家庭裁判所周南支部 〒745-0071 周南市岐山通り 2-5 ☎0834-21-2698
萩市、長門市、阿武郡	山口家庭裁判所萩支部 〒758-0041 萩市大字江向 469 ☎0838-22-0047
岩国市、玖珂郡 柳井市、大島郡、熊毛郡（※）	山口家庭裁判所岩国支部 〒741-0061 岩国市錦見 1-16-45 ☎0827-41-3181
下関市	山口家庭裁判所下関支部 〒750-0009 下関市上田中町 8-2-2 ☎083-222-2899
宇部市（船木出張所の所轄区域を除く。）	山口家庭裁判所宇部支部 〒755-0033 宇部市琴芝町 2-2-35 ☎0836-21-3198
山陽小野田市、美祢市（旧美祢郡美東町・秋芳町を除く。） 宇部市のうち、船木、東万倉、西万倉、奥万倉、矢矯、芦河内、今富、東吉部及び西吉部	山口家庭裁判所船木出張所 〒757-0216 宇部市大字船木 183 ☎0836-67-0036

※被相続人の最後の住所地が、柳井市、大島郡及び熊毛郡の方は、山口家庭裁判所柳井出張所（柳井市山根 10-20、☎0820-22-0270）に申立書を提出（持参）することもできますが、審判手続は山口家庭裁判所岩国支部で行われます。

●申立てに必要な費用

- ☐ 収入印紙・・・８００円分（申立手数料）
- ☐ 予納郵便切手 合計８５０円分
１１０円を５枚、１００円を２枚、１０円を１０枚
- ※ 収入印紙及び郵便切手は裁判所では販売していません。郵便局等で購入してください。
- ☐ 予納金（官報公告料、相続財産の管理費用等が必要になります。具体的な金額は、申立てをしていただいた後、担当者からお知らせします。）

●添付書類

- ☐ 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ☐ 被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ☐ 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいらっしゃる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ☐ 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ☐ 被相続人の兄弟姉妹で死亡している方がいらっしゃる場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ☐ 代襲者としてのおいめいで死亡している方がいらっしゃる場合、そのおい又はめいの死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ☐ 被相続人の住民票除票又は戸籍附票
- ☐ 財産を証する資料 不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）、預貯金及び有価証券の残高が分かる書類（通帳写し、残高証明書等）等
- ☐ 利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料（戸籍謄本、金銭消費貸借契約書写し等）
- ☐ 申立人の資格証明書（申立人が法人の場合）
- ☐ 相続人全員の相続放棄申述受理証明書（相続人全員が相続放棄をした場合）
- ☐ 相続関係図（作成ができる場合には作成してください。）
- ※ 同じ書類は１通で足ります。
- ※ もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。
- ※ 審理のために必要な場合は、追加資料の提出をお願いすることがあります。